

# 高規格救急自動車仕様書

令和8年度

和歌山市消防局

## 第1章 総則

### 1 概要

この仕様書は、和歌山市消防局（以下「当局」という。）が令和8年度に購入する高規格救急自動車（以下「車両」という。）1台の製作に関する必要な事項について定める。

### 2 適合法規

車両は「総務省消防庁の認定車両」とし、次の法令等に適合すること。

- (1) 救急業務実施基準 (昭和39年自治省甲教発第6号)
- (2) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
- (3) 道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)
- (4) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱
- (5) その他、関係ある法令及び通達等

### 3 品質管理

- (1) 納入する車両は、受注者の製品若しくは、受注者の責任において品質管理ができるものであること。
- (2) 車両の部品、材料及び取付品、付属品等は、全て新品を使用すること。  
新品とは、契約時において最新の規格を有するものであり、販売者から第三者の手に渡っていない未使用のものをいう。
- (3) 車両製作にあたり、工業所有権その他の法令に接触する問題が生じたときは、受注者においてこれらの問題解決を行うこと。
- (4) 艀装及び車両の移動は、万全の事故防止の注意を払い、万一事故が発生した場合、速やかに当局へ連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

### 4 疑義の解釈

契約にあたっては、本仕様書を十分に検討し、疑義が生じた場合は当局担当者に質して、内容を納得の上契約するものとし、契約後における疑義は当局と受注者が協議の上決定するものとする。

### 5 提出書類

受注者は、製作前に本仕様書の全般をよく理解し、車両の用途が十分果たされるよう留意するとともに、次の資料等（電子データ含む。）を提出し、承認を得ること。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 車両製作5面図         | 3 部 |
| (2) シャシ、特装等の電気配線図   | 3 部 |
| (3) 製作工程表           | 3 部 |
| (4) 取付品の取付要領図       | 3 部 |
| (5) 新規検査等届出書        | 3 部 |
| (6) 取扱品及び資機材の取扱説明書  | 3 部 |
| (7) 車両取扱説明書         | 2 部 |
| (8) 緊急自動車届出確認書      | 3 部 |
| (9) 製作工程写真          | 2 部 |
| (10) その他、当局が必要とする書類 |     |

ただし、(1) から (3) にあつては、受注後速やかに提出し、その他の資料は納入の際に提出するものとする。

なお、各図書はA 4判ファイル(図面等はA 3判)に製本し、インデックスを設けた上で提出すること。

## 6 仕様の変更

製作の進捗に伴い、諸種の理由によりこの仕様書及び承認図等に変更の必要が生じたときは、直ちに当局へ連絡の上、指示を受けて速やかに確認の図書を提出し、変更承認を受けなければならない。

なお、当局の変更承認を受けたものに限り、仕様変更を認める。

## 7 保証

- (1) 保証期間は、車両納入後1年間、その他特殊装置及び積載資機材については各メーカーが公表した期間とし、保証期間内に不都合箇所が生じた場合は、無償にて修理あるいは交換するものとする。

なお、受注者は、医療機器を積載して運用する車両であることをよく理解し、各装置や機器の全般に不具合等が発生した場合は、総合的にその責を負うものとする。

また、保証期間後といえども、構造上の欠陥並びに材質不良に起因する不都合箇所発生の場合は、すべて受注者の負担により速やかに修理又は改造を行うこと。

- (2) 受注者は、納入後において、修理・点検・保守、その他アフターサービス及び部品供給等について、保証期間後といえども、長期にわたり適切かつ迅速な体制が整備されていること。

また、緊急時においては、速やかに車両トラブルの対応ができる体制であること。

## 8 諸費用

契約締結から納入までの諸経費・検査費は、受注者が負担するものとする。

ただし、車両重量税及び自動車損害賠償責任保険料並びにリサイクル費は、当局が負担する。

## 9 車両検査

車両の作成途上の検査は、中間検査及び完成検査とする。

納入時に艀装及び付属品の全般に渡り、総合的な検査を実施する。

## 10 納入

車両の完成に際して、受注者は当局の承認を得て自動車新規登録検査を受けた後、納入すること。

## 11 取扱説明

受注者は車両納入後、当局の指定により各装置及び車両の取扱要領について、担当者を派遣し、説明会を2回実施すること。

## 12 その他

本仕様書に記載のない事項についても、受注者が公表した仕様及び機能・工作上において、当然必要と思われるものは施工すること。

## 第2章 シヤシ関係

### 1 車両の条件

- (1) 車両は、この仕様書に定めるほか、高規格救急自動車としての要件を備えているものであること。
- (2) 救急自動車として、最適の構造及び性能を有するものであること。
- (3) 堅牢で長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものであること。
- (4) 使用取扱い上の安全性・操作性を十分考慮したものであること。
- (5) 清掃、点検・調整及び修理が容易に行えるものであること。

### 2 車両構造及び艤装全般

- (1) 板金等の切断端には、危害防止のため丸みをつけ、溶接のバリ等がないこと。
- (2) 天井は、断熱及び遮音性に配慮して外板・内板の二重構造とし、さらにルーフ上の空中線の保守点検が容易に行える構造とすること。
- (3) 露出する電気配線については、走行振動等による躍動断線や故障がないよう被覆し、適宜クランプすること。
- (4) 電気配線の結線は、半田付け又は接続端子を用い、回路保護処置をすること。  
なお、予備ヒューズ・予備球各5個を付属すること。

### 3 シヤシ標準仕様

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 全長       | 5, 750mm以下                 |
| (2) 全幅       | 2, 000mm以下                 |
| (3) 全高       | 2, 550mm以下                 |
| (4) 患者室内長    | 3, 100mm以上                 |
| (5) 患者室内幅    | 1, 730mm以上                 |
| (6) 患者室内高    | 1, 850mm以上                 |
| (7) 乗車定員     | 7名以上                       |
| (8) エンジン     | ガソリンエンジン                   |
| (9) 総排気量     | 2.5Lクラス以上                  |
| (10) 変速装置    | オートマチックトランスミッション           |
| (11) 駆動装置    | 4輪駆動方式                     |
| (12) タイヤ     | 国産、チューブレス、アルミホイール付、ホイール標準色 |
| (13) オルタネーター | 12V150A以上                  |
| (14) バッテリー   | 12V120Ah以上(20時間率)          |
- ただし、電源2系統以上からなる場合は、合計で満たすこと。

※(12) オルタネーター及び(13) バッテリーは、ストレッチャー積載架台等車両に装備する電装品に十分な余裕を見込んだ容量とすること。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (15) 操縦装置 | パワーステアリング         |
| (16) 安全装置 | 運転席・助手席SRSエアバック装着 |

### 4 シヤシは標準仕様のほか、次の仕様を満たすこと。

- (1) ドアロック・リモコン（スライドドア・バックドア連動）を装備すること。
- (2) エンジンキーは、リモコン式ドアロック機能付3本以上を付属し、合計5本以上付属すること。
- (3) 車両盗難防止装置（誤発進防止装置）を、運転席ダッシュボード下部付近に取り付けること。
- (4) コンピューター制御等のアイドルアップ装置等により、バッテリーへの充電不足防止対策をすること。
- (5) 全自動式のバッテリー充電器を設け、マグネット式外部電源コネクタを接続することにより、車両待機中における車載バッテリーへの充電が可能な構造であること。
- (6) 無線障害防止のため、次の位置にアースボンディング工事を施し、ノイズフィルター等を設けること。

なお、無線障害が発生しない場合は、この限りではない。

ア 各ドア（スライドドアを除く）～ボディ間

イ その他 電波ノイズを発生と思われる箇所・装置についても、ノイズ除去対策を施すこと。

- (7) 無人での走行を未然に防止するため、シフトレバーがパーキングレンジ以外の場合に運転席ドアを開けた際、警報音が鳴動する装置を取り付けること。

#### 5 車両内装は、標準装備のほか、次の装備をすること。

- (1) 運転席及び助手席には、フロアマットを設けること。
- (2) 運転席と助手席の間には、A3サイズ以上の地図入ボックス及びAVM装置取付ブラケットを設けること。（材質・サイズ等については、当局と別途協議すること。）
- (3) 運転席から視認しやすい位置に、次の計器を取り付けること。

ア 電流計

イ 電圧計

ウ エンジンアワーメーター

#### (4) カーナビゲーションシステム

ア 運転席から視認しやすい位置に、ナビゲーションシステムのモニターを取り付けること。

イ ナビゲーションシステムは、AM・FMラジオの聴取可能なデジタルメディア対応型カーステレオ機能付きであること。

また、車両位置・進行方向及び渋滞情報等についても、正確に取得できるものであること。

ウ ナビゲーションの地図情報は、全国版地図及び各都市の詳細な市街地図を収録し、納入時において最新版であること。

エ モニターは液晶カラー型で、画面サイズは6.5インチ以上とすること。

オ モニターは、カーナビゲーション及びバックモニター兼用とする。

カ 地上デジタル放送等を受信できないものとする。

#### (5) 全周囲モニター（全周囲俯瞰モニター）

- ア 車両の全周囲をモニターできる装置を取り付けること。
- イ 使用するカメラは、カラー型カメラとする。
- ウ カメラ本体は、車体周囲の至便な位置に設けること。
- エ モニター内に車両表示部を行うこと。

(6) ETC車載器

ETC車載器は分離型とし、車載器本体を運転室内の目立たない箇所に取り付けること。

なお、ETC車載器は、ナビ連動タイプのETC2.0とすること。

ETCセットアップ等にかかる手続き及び諸費用は、すべて受注者の負担とする。

(7) ドライブレコーダー

ア 外部記録用ドライブレコーダーは、汎用メモリーディスク記録型とし、カメラをルームミラー前方付近及びハイマウントストップランプ付近の至便な位置に設け、録画装置本体は運転の支障にならない位置に取り付けること。

取り付けるドライブレコーダーは、衝撃による記録及び常時記録可能なものとし、3時間以上記録できるメモリーディスクを2個付属すること。

なお、詳細は当局と協議すること。

イ 患者室内部記録用ドライブレコーダーは、汎用メモリーディスク記録型とし、患者室の至便な位置に設け、救急活動の支障にならない位置に取り付けること。

また、メモリーディスクは3時間以上記録できるものとし、2個付属すること。

なお、詳細は当局と協議すること。

(8) 助手席の至便な位置に、フレキシブルマップランプ又は助手席上部照明を取り付けること。

(9) 運転席及び患者室内の各スイッチは、名称を表示したプレートを取り付けること。

(10) 運転席後部付近には、収納棚2段を設けること。

(11) 助手席から患者室を確認するための、インナーミラーを取り付けること。

(12) バックドア及びサイドドアには、アシスト機能付きクロージャークローザーを装備すること。

(13) バックドアには、ハイマウントストップランプ及び開放時に点灯する停止表示灯を装備すること。

(14) メインストレッチャーを搬出入した際、リヤステップのコーナーパッキン部及びバックドアウェザーストリップゴム部にメインストレッチャーが接触しないよう、ステンレス製又はアルミ製カバーを取り付ける等の対策を講じること。

(15) デジタルインナーミラーを設けること。

車両後方カメラの映像をインナーミラーでモニターできることとし、鏡面と映像をワンタッチで切り替えることができることとすること。

また、使用するカメラはカラー型カメラとする。

6 車両外装は、標準装備のほか、次の装備をすること。

(1) フロントパネル中央部には、進行方向に正対した消防章を取り付けること。

(2) ナンバープレートには、メッキ製のナンバー枠を取り付けること。

- (3) フロントヘッドライトは、LED式ヘッドライトを設けること。
- (4) フロントフォグランプを取り付けること。
- (5) フロントアンダーミラーを設けること。
- (6) 左右フロントステップにアルミ縞板を設け、足置き部分には滑り止めテープを貼り付けること。
- (7) 助手席側ピラーのルーフ付近に隊旗立てを取り付け、スモールノブを設けること。
- (8) 助手席側ドアにアウトサイドミラーを取り付けること。
- (9) 運転席及び助手席ドアに、サイドバイザー及びドアエッジモールを取り付けること。
- (10) 左右フロントフェンダー部に乗り降りの際の滑り予防に、滑り止めテープを貼り付けること。
- (11) 救助器具（バール・万能オノ・シートベルトカッター・ガラスカッター・ボルトクリッパー）を積載すること。  
詳細は、当局と協議すること。
- (12) 左右後輪付近に路肩灯を取り付け、スイッチはオートライトに連動させること。
- (13) ストレッチャーキャスター等による傷付きを防止するため、ステンレス製又はアルミ製のリヤバンパープロテクターを取り付けること。
- (14) リヤステップには、滑り止めのアルミ縞板を取り付け、足置き部分には滑り止めテープを貼り付ける又は塗装を施すこと。
- (15) 外周は、赤色ストライプテープを貼ること。
- (16) 両側面及び後部には、赤色の再帰性に富んだ反射テープを貼ること。  
なお、前述（15）の赤色ストライプテープと兼ねることができる。
- (17) 非金属製のタイヤチェーン一式を積載すること。
- (18) 4トン用牽引ロープ2本を積載すること。
- (19) 反射式事故防止板及び折りたたみLED掲示板を積載すること。
- (20) アルミホイール付スタッドレスタイヤ4本及びホイール付スペアタイヤ1本を納入すること。
- (21) 車輪止め（樹脂製等）1式を納入すること。
- (22) シヤシ付属品は、メーカーが公表した標準付属品はすべて納入すること。

### 第3章 艀装

車両の艀装は、次の仕様により実施すること。

#### 1 患者室

##### (1) 床面

患者室フロアは、凹凸のないウォッシュャブル構造とし、資機材収納ボックス等の床からの立ち上げ部分は内部に水が溜まらないようにし、また、ストレッチャー積載架台のスライドレール等で床面に直接ビス止めをする箇所には、シール剤等でそれぞれ完全防水処置を施すこと。

##### (2) ストレッチャー積載架台

- ア 電動ストレッチャー専用架台とすること。
- イ ストレッチャー本体の重量及び耐荷重に耐えることができること。
- ウ ストレッチャー搬出入時、脱落を防止するロック機構を有すること。
- エ ストレッチャー積載時、架台からストレッチャーのバッテリーへ充電できる機能を有すること。

### (3) 収納庫

- ア 助手席後部付近に設け、収納庫付近は自動式心マッサージ器を取り付けられる構造とすること。
- イ 収納庫付近には、簡易型手指消毒器収納ボックスを取り付けること。
- ウ 収納庫付近には、ホワイトボードを設けること。

### (4) 酸素吸入装置等

- ア 酸素吸入装置用10Lボンベ（当局保有品・アルミおよびマンガン製）2本は、それぞれ個別に脱着可能な固定装置を設け、減圧弁（当局保有品）は室内から容易に操作できる構造とすること。
- イ ボンベの固定は、受け台及びワンタッチベルト、フック付きとし、収納ボックス内でボンベと接触する部分には厚手のゴム等により防振処置を施すこと。
- ウ 患者頭部付近の側面キャビネットに、酸素マスク等が収納可能なポケットを設けること。
- エ 酸素マスク等の収納ポケット付近にモニター等の配線、マスク類のチューブを掛けておくC型フックを5個以上設けること。

### (5) 資機材収納ボックス

- ア 患者室側面等に樹脂製の内装材で構成されたキャビネット（資機材収納ボックス及び収納スペース）を設け、当局が必要とする資機材が有効に収納できること。  
また、構造は堅牢で、かつ走行中に収納物の落下や振動音が発生することのない構造とすること。
- イ キャビネットの各扉及び引出しには、必要により走行中の振動又は内容物の移動により開放しない固定装置を設けること。  
また、固定装置は機能が確実で、かつ容易に固定及び解除ができるものであること。
- ウ ボックス内には、必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を設けること。
- エ 患者頭部直近キャビネット付近に、携帯型電池式吸引器（当局保有品）の固定装置を設けること。

### (6) 照明灯関係

- ア 患者室内の照明は、救急業務に支障のない照度の照明灯（調光器付き）を設けること。  
なお、照明灯がLEDの場合は、積載する高度救命処置用資機材に影響を与えることのないものを設置すること。
- イ 患者室の室内灯スイッチは、患者室の至便な位置に設けること。
- ウ 患者室にサージカルランプ2個を設け、スイッチは患者室に備え、各々個別に点灯

する構造とすること。

エ 患者室後部（バックドア上部）に照明角度が自在に調整できるスポットランプを設け、スイッチは患者室内に備えること。

(7) 空調関係

ア 運転室及び患者室が、同時に冷暖房できる冷暖房装置を取り付け、操作スイッチは運転室及び患者室に各々設けること。

イ 患者室後部に大型換気扇（換気扇フィルター付き）を取り付け、操作スイッチは患者室の至便な位置に設けること。

(8) 輸液ビンホルダー

輸液ビンホルダー（2本以上）をキャビネット上部に取り付けること。

(9) 患者室座席

ア 患者室内の座席はそれぞれ前向き1人掛席、後部横向き座席及び後向き1人掛席とする。

イ 前向き席は、ハイバック型シートとし、3点式シートベルトを設けること。

ウ 後部横向き座席及び後向き1人掛席には、2点式又は3点式シートベルトをそれぞれ設けること。

エ 後部横向き座席下は、収納庫を可能な限り大きくし、長尺物の収納を可能とすること。

なお、これに寄りがたい場合は、別に長尺物の収納スペースを設けること。

(10) 患者室内その他装備品関係

ア 患者室の3か所以上に、ネット式の小物入れを取り付けること。

イ 右前及び左前後ルーフサイドに、資機材収納スペースを設けること。

ウ 患者室内資機材収納スペースの一部（当局が指定する場所）に、薬品管理のための施錠装置等を設けること。

エ 後向き1人掛席付近には、3段式収納棚を設けること。

オ キャビネット中央部付近には、時計、温・湿度計を取り付けること。

カ ウォール型アネロイド血圧計（当局保有品）をキャビネット中央付近に固定装置を設けて取り付けること。

キ 患者室内の至便な位置に、当局が保有するスクープストレッチャー及びハイテクバックボードの収納スペースを設け、各々個別に取り出せること。

ク 右側面の最後部に大型二段式キャビネットを設け、上段は収納庫扉が解放時に処置トレイ形状となり、下段は引き違いによる扉、及び適当な段数の棚を設けること。

（必要に応じ、扉は走行時に開放しないよう、固定装置を設けること。）

ケ 患者室スライドドアステップに、滑り止めのアルミ縞板を取り付け、足置き部分には滑り止めテープを貼り付けること。

コ バックドアからの乗降口に、大型のアシストグリップ（長タイプ）を設けること。

サ 車内の適切な位置に、消火器を取り付けること。

シ 運転室に1か所、患者室に2か所、ティッシュ・グローブボックスを設けること。

ス 右側ルーフサイド収納庫付近に、アシストグリップを1か所設けること。

セ 運転席と患者室の間に隔壁扉を設けること。

なお、隔壁扉には、運転席から患者室の様子が見えるよう透明窓を設けること。

(11) その他

電動ストレッチャー及び専用架台の重量等により、収納庫等、取り付け困難な場合は、当局と協議すること。

2 保安装置

(1) 赤色警光灯

ア 赤色警光灯はLED式とし、フロント上部とリヤ上部左右に取り付けること。

また、それらは緊急走行中にサイレン音切替スイッチや音声合成スイッチ、またパーキングレンジ等と連動し、活動状況に応じて発光パターンが自動的に変化すること。

なお、赤色警光灯の点灯が運転席から容易に確認できる、パイロットランプ等を設けること。

イ フロントバンパー上部の左右対象位置及びバックドア上部赤色警光灯付近に、LED式赤色補助点滅灯を取り付け、スイッチは赤色警光灯スイッチと連動させること。

ウ フロントバンパーの左右側面にLED式赤色補助点滅灯を取り付け、スイッチは赤色警光灯スイッチと連動させること。

エ 左右のルーフサイドにLED式作業灯付きのLED式赤色補助点滅灯を、取り付けること。LED式赤色補助点滅灯のスイッチは赤色警光灯スイッチと連動させること。

(2) 電子サイレン関係

ア 電子サイレン（ピーポー音）のアンプは出力50Wとし、スイッチ操作によりサイレン音が吹鳴できる構造とする。

なお、サイレン音スイッチは、運転席及び助手席のそれぞれ操作しやすい位置に設けること。

出動予告、直進、交差点通過音声スイッチを、運転席および助手席のそれぞれ操作しやすい位置に設けること。

イ 運転席ドア上方部に、拡声用フレキシブルマイクを取り付けること。

ウ サイレン音、直進、交差点の音声スイッチ及び運転席ドア上方のフレキシブルマイクの操作スイッチは、運転者の操作性向上のため、至便な位置に操作スイッチを設けること。

エ 電子サイレン用スピーカーは、50W2個とする。

（取付位置及び取付方向は、当局と別途協議すること。）

オ イエルプ音を吹鳴できること。

(3) サイドウインカーランプ

フロントドア上部ルーフサイド左右に、ウインカーランプを取り付けること。

なお、ドアミラー内蔵タイプでも可とする。

(4) 反射テープ

各ドアの必要な箇所に、衝突防止用として反射テープを貼ること。

なお、使用する反射テープは当局と協議すること。

(5) 窓ガラス等

患者室の左サイドウインドウガラスは全面曇りガラスとし、スライドドアは下3分の2以上を曇りガラスとする。右サイドウインドウガラスについては、全面を曇りガラスとすること。

また、バックドアガラスは下部を曇りガラスとし、上部を電子シェードとすること。

電子シェードのスイッチ取付位置は、当局と協議すること。

(6) 作業灯

LED式補助赤色警光灯付きLED式作業灯を、左右のルーフサイドに取り付けること。

スイッチ取付位置は、当局と協議すること。

3 電源装置

(1) インバーター装置等

ア 患者室にAC100V-300W以上の正弦波インバーターを取り付け、取り出し口は同室内に接地型3極差込み接続器を前後に各1個設けること。

また、スイッチ付近に出力表示灯を設けること。

イ 患者室の至便な位置にAC100V出力コンセントを8口以上設け、必要により医療機器等に電源供給できるようにすること。

コンセント位置は、当局と協議すること。

(2) 外部電源入力装置

ア 車両後面又は側面に、埋め込み式のAC外部電源入力コンセントを設けること。

また、接合ソケットはマグネット式とし雨除けの防水カバーを設けること。

接合ソケットの位置は、当局と協議すること。

接続コードは、10mコード2本を付属すること。

イ 前記アの入力コンセント接続状態では、車両エンジンスターターが作動しない構造とし、運転室内の適当な場所に警報ブザー又はインジケータランプを設けること。

ウ 前記アの入力コンセント接続時は、すべてのAC100Vコンセントがインバーター電源に優先して、自動的にAC100V電源に切替わる回路を増設すること。

エ 署内待機中に外部商用AC100V電源により、室内灯へ電源供給すること。

(3) 配線関係

艀装の各種配線の電源は、ヒューズボックスを設けて配線するとともに、ヒューズボックスに使用容量を明記すること。

4 高度救命処置用資機材等

当局が保有する高度救命用資機材で、取り付けが必要なものは取付位置の確保及び取

付架台等を施工すること。（機器の取付位置は、当局と協議すること。）

また、取り付ける装置に電源又は配線が必要なものにあつては、電源供給及び配線等を施工すること。

(1) 呼吸管理用資機材 ※

ア 酸素呼吸器

イ 人工呼吸器

ウ 吸引器（車載固定式、携帯用）

(2) 気道確保資機材

(3) 自動体外除細動器 ※

(4) 輸液用資機材（汎用メディカルポール）

(5) 血中酸素飽和度測定器及び心電計 ※

(6) 搬送用資機材 ※

ア スクープストレッチャー

イ ハイテクバックボード

※を付した機器は、ウォールマウント等にて取付固定できるよう施工しておくこと。

5 メインストレッチャー

メインストレッチャーは電動ストレッチャーとし、次の仕様を満たすものであること。

(1) ストレッチャー本体のボタン操作で、無段階に昇降位置を設定できること。

(2) バッテリーにより稼働できるものとし、バッテリーが切れた場合にも全ての動作が手動で操作できる構造であること。

(3) バッテリーの着脱は、容易に行えること。

(4) ストレッチャー長を、160cm以下まで短縮できる構造であること。

(5) ストレッチャーは膝上げ、足上げの両方が可能な構造であること。

(6) 本体重量60kg以下であること。

なお、本体重量60kg以上の場合は、前後足がそれぞれ独立稼働し障害物を容易に突破できる構造であること。

6 自動車電話装置

自動車（携帯）電話装置は、次によること。

(1) 当局が保有するNTTドコモ製デジタル携帯電話（充電器付属）を、機種変更した状態で納入すること。

なお、契約事務は、当局で行うものとする。

(2) 電話装置本体に供給する電源用配線（AC電源）を、後向き1人掛席付近に設けること。

7 消防用無線装置

(1) 消防救急無線装置は、別途保守指定業者が1台分の取り付け及び1台分の取り外しを行う。そのため、車両製作段階で必要な設置箇所の確保、設置方法及び電源等の取り出しが行えるよう事前調整を図ること。

(2) 上記（1）以外に発生する、消防救急無線装置の取付及び取外しは当事業で実施する

こととするが、取外し困難な箇所は当局と協議し、担当者が立ち合いの下省略することができる。

なお、当局が保有するデジタル無線機（支給品）を取り付けること。

また、取付に際しては、車両製作過程で必要な設置箇所の確保、設置方法、電源等の取出し等、協議段階から、十分な協議を行い実施すること。

(3) 高機能消防指令システム端末装置との接続、設定作業及び無線局免許指定事項の変更、並びに通信に必要な無線機等の設定が必要なことから、当局が指定する業者と協議を行い実施することとし、無線機本体以外の付属品（配線、接続ケーブル、アンテナ、受話器等）で不足が生じる場合は受注者の負担で行うこと。

(4) その他、詳細は別途指示する。

## 8 高機能消防指令システム端末装置

(1) 高機能消防指令システム端末装置は、別途保守指定業者が1台分の取付及び1台分の取外しを行うため車両製作段階で必要な設置箇所の確保、設置方法及び電源等の取出しが行えるよう事前調整を図ること。

(2) 上記(1)以外に発生する、高機能消防指令システム端末装置の取付及び取外しは当事業で実施することとするが、取外し困難な箇所は当局と協議し、担当者が立ち合いの下省略することができる。

(3) 消防救急無線との接続、設定作業並びにデータ更新に必要な無線LAN親機との設定等が必要なことから、当局が指定する業者と協議を行い実施することとし、高機能消防指令システム端末装置本体以外の付属品（配線、接続ケーブル、アンテナ等）で不足が生じる場合は受注者の負担で行うこと。

(4) その他、詳細は別途指示する。

## 9 電装品の各配線方法

(1) 各配線は、絶縁性に優れた許容量十分なこと。

(2) 配線の鋼鉄板貫通部は、全てゴムブッシュを施すこと。

(3) キャブ内前席に設ける集合スイッチ盤に収納する各配線は色分けし、直近にヒューズボックスを設けて配線すること。

(4) スwitch盤に収納するスイッチは、自照式押しボタンスwitchまたはLED照明等を設け視認性を確保すること。

なお、銘板は名称または絵文字による表示とする。

(5) 機器類付近の接続は圧着端子とし、端子にはビニールカバーを取り付けること。

(6) 車体外部に露出する配線は防水及び被覆保護のため、ビニールカバー付きとする。

(7) 電気機器には雑音防止対策を施し、switch類で必要と思われるものには、リレーを設けること。

(8) 取付機器の電気回路は、車両のメインスイッチを切った時、すべて閉路となること。

(消防救急無線装置、高機能消防指令システム端末装置を除く。)

## 10 塗装等

車両のボディ及び室内の色調は、メーカー標準色とする。

#### 11 記入文字

車両へ記入する文字は、次によること。

- (1) ボディの両側面、前面及びバックドアに「和歌山市消防局」「WAKAYAMA CITY FIRE DEPT.」のカッティングシールを貼ること。  
文字は、丸ゴシック体、青色（両側面は反射素材）、左書きとすること。  
なお、文字サイズ、記入場所及び反射素材は、当局と協議すること。
- (2) 左右フロントドアに、エンブレムのステッカーを貼ること。  
エンブレムは、当局が指定する。
- (3) ボディの両側面に、車両管理番号のカッティングシールを貼ること。  
文字は、丸ゴシック体、青色（反射素材）、左書きとすること。  
なお、文字サイズ、記入文字、記入場所及び反射素材は、当局と協議すること。
- (4) ルーフサイド部の社名ロゴはレスオプションとし、ルーフサイド付近の当局が指示する位置に「WAKAYAMA AMBULANCE」のカッティングシール（反射素材）を貼り、「STAR OF LIFE」ロゴのステッカー（反射素材）を貼ること。  
文字は、丸ゴシック体、青色（反射素材）、左書きとすること。  
なお、文字サイズ、記入場所及び反射素材は、当局と協議すること
- (5) バックドアに「STAR OF LIFE」ロゴのステッカーを貼ること。
- (6) 車両屋根面に助手席側から、対空表示番号「和市A」のカッティングシールを貼ること。文字書体は、丸ゴシック体とする。
- (7) その他記入文字等は、当局と協議すること。

#### 12 標準取付品及び付属品

取付品及び付属品は別表のとおりとし、取り付けを必要とするものについては本仕様書に基づき取り付けられた状態で納入すること。

以上

別表1 取付品及び付属品

番号	品名	規格	数量
1	メインストレッチャー	<p>【参考品①】 日本ストライカー株式会社 電動ストレッチャー：Power-PRO2 ・車台収納ネット</p> <p>【参考品②】 ファーノ・ジャパン・インク 電動ストレッチャー：インネックスiNX ・ソフネット</p> <p>※各参考品の付属品は、次のとおりとする。</p> <p>【付属品】 ・マットレス ・身体固定ベルト1式 ・専用バッテリー2個 ・バッテリー充電器 ・1Vポール（右側用） ・7年間保証付き</p>	1式
2	電子サイレン	大阪サイレン Mark-D1シリーズ OPS-D151Y・Q（イエルプ音付き） （標準マイク及びフレキシブルマイク付）	1式
3	赤色警光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車体一体型LED赤色警光灯</li> <li>・フロントバンパー用LED赤色補助点滅灯 （ウイレン IONVBR 左右各1）</li> <li>・フロントバンパー側面赤色補助点滅灯（左右各1）</li> <li>・リヤ用LED赤色補助点滅灯（左右各1）</li> <li>・左右ルーフサイドLED式赤色補助点滅灯 （4作業灯に記載）</li> </ul>	1式
4	作業灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーフサイド用 LED式赤色点滅灯付きLED式作業灯 （大阪サイレン LFIA-300 左右各2）</li> </ul>	1式
5	救命浮環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶用救命浮環 高階救命器具株式会社 P-160又は同等品</li> </ul>	2
6	消火器	自動車用粉末ABC4型以上	1
7	ハンドライト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P7R Work LEDLENSER製</li> </ul>	4

		専用充電機×2、専用充電器×1、ストラップ×1、インテリジェントクリップ×1、USBケーブル(マグネットチャージャー)×1、ACアダプター×1、ポーチ×1	
8	反射式カラーコーン	J-WIN LEDジャバラコーン(裏面矢印付き)(JAC-H70L)	5
9	救急隊ベスト	セイバーズ メッシュベスト(ブルー) (付属品) ・セイバーズ スライド式台座250 ・セイバーズ スライド式台座300	3式
10	熱画像直視装置	FLIR K2	1
11	緊急消防援助隊派遣用バッグ	FSジャパン ・BIG96 ビッグバッグ ・HR-LS ヘルメットインリュック ※記入文字は、別途協議すること。	4式